

# 11月1日▽7日は秋の火災予防運動

【問い合わせ】消防本部予防課 ☎(023)4247



## 住宅防火の7つのポイント

- ①寝たばこは絶対にしない
- ②ストーブのそばに燃えやすいものを置かない
- ③コンロに火を点けたまま離れない
- ④寝具やカーテンなどは防災品にする
- ⑤住宅用火災警報器を設置する
- ⑥住宅用消火器などを設置する
- ⑦日頃から、隣近所との協力体制をつくる



## 放火されないまちをつくりましょう

- ▼建物の周りを整理整頓し、燃えやすいものを置かないようにする
- ▼門灯・街灯をつけて暗がりなくす
- ▼物置や車庫などは施錠し、他人が侵入できないようにする
- ▼ごみ集積所には、指定された日時以外にごみを出さない
- ▼防火に関する講演会や防災訓練に参加して、防火意識を高める

## 住宅用火災警報器で逃げ遅れを防ぎましょう

火災で亡くなる原因で最も多い逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器の設置がすべての住宅に義務づけられています。新築住宅への設置義務化から10年以上が経過し、電池切れや機器の劣化により火災発生時に作動しないことが危惧されます。点検を行い、正常に作動することを確認し、正常に作動しない場合は交換しましょう。

## 「飛沫防止用シート」への着火にご注意ください

新型コロナウイルスの感染防止対策のため、カウンスターなどに設置している飛沫防止用シートは、材質によっては大変燃えやすく、火災になった場合に延焼拡大する危険があります。

コンロや白熱電球などの熱源となるものの近くには設置せず、やむを得ない場合は、難燃性や不燃性のものを使用しましょう。

## 消毒用アルコールへの引火にご注意ください

消毒用アルコールは引火しやすく、発生する気体は空気より重いため、低い場所に滞留しやすいという性質があります。使用する際は、次のことに注意しましょう。

- ▼火気の近くでは使用しない
- ▼室内の消毒や容器への詰め替えは、通気の良い場所や換気が行われている場所で行う
- ▼容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避ける

\*消毒用アルコールを一定数量以上保管する場合は、消防への申請や届出が必要で、多量に備蓄する場合は、最寄りの消防署にご相談ください。

## 障がい者を対象に住宅用火災警報器を現物で給付します

左記のかたを対象に、住宅用火災警報器を現物で給付します。住宅用火災警報器の上限価格は1万5千500円で、原則、購入価格の1割は自己負担となります。

### 対象(すべてに該当するかた)

- ◆火災発生の感知と避難が著しく困難なかた
- ◆「身体障害者手帳2級以上」「療育手帳A」「精神障害者保健福祉手帳1級」のいずれかの障がいのあるかた
- ◆原則持ち家で、当該障がい者のみの世帯かこれに準ずる世帯のかた

購入後の申請はできません。必ず事前に、該当する手帳と印鑑を持って、障がい福祉課(市役所1階)または河辺・雄和の各市民サービスセンターで手続きをしてください。

### 【問い合わせ】障がい福祉課

☎(0888)5663  
FAX(0888)5664



ポスター

# ゆき対策 万全に!

市では、今年も雪に関するさまざまな支援策を実施します。本格的な降雪シーズンの前に、準備を万全にして今冬を迎えましょう。

◆123の申込書は、市ホームページからダウンロードできます。市ホームページの検索画面で、広報ID番号を入力してください

◆道路維持課(11月中旬から道路除排雪対策本部)は市役所3階です  
◆申し込み・問い合わせは、平日午前8時30分～午後5時15分にお願います



## 1 個人所有の小型除雪機へ燃料を支給します

**対象**▶町内会やボランティア団体などが、地域の生活道路、高齢者宅の間口やごみ集積所などを除排雪する場合

**支給量上限**▶1団体あたり年度内400リットルまで

**支給時期**▶作業実施時に随時(3月末まで)

**申し込み**▶12月1日(火)から道路維持課または各市民サービスセンターへ

**問**▶道路維持課 ☎(8888)5751  
広報ID番号 1007327

## 2

### 小型除雪機などを無料で貸し出します

**貸出機器**▶小型除雪機(ハンドガイド式除雪機、歩行型ロータ)



**対象**▶12月から3月までに、町内会やボランティア団体などが、市の除雪対象路線のうち、地域の生活道路や歩道などを20リットル以上除雪する場合

**申し込み**▶10月23日(金)から11月6日(金)までに道路維持課へ

**問**▶道路維持課 ☎(8888)5751  
広報ID番号 1007327

## 3

### 空き地を小規模堆雪場にご提供ください

おおむね150平方メートル以上の住宅地内の空き地を12月から3月までの間、地域の堆雪場として町内会などに無償で貸していた場合、その土地の翌年度の固定資産税の一部を免除します。



**申し込み**▶10月23日(金)から11月20日(金)までに道路維持課または各市民サービスセンターへ

**問**▶道路維持課 ☎(8888)5751  
広報ID番号 1007332

## 4

### 道路除雪後の間口に残った雪の塊を寄せます

◆毎年事前登録が必要です

**対象**▶市が除排雪作業を行う道路に面した戸建住宅にお住まいで、おおむね65歳以上の高齢者のみ、または身体の不自りなため、自力で雪寄せができない世帯

\*65歳以上の高齢者と身体の不自りな方が同居する場合も含みます。

**事前登録**▶11月2日(月)から20日(金)までに道路維持課へ

**問**▶道路維持課 ☎(8888)5751

## 5

### 小型除雪機・軽トラックを無料で貸し出します

町内会など、地域住民で組織する団体に、小型除雪機や軽トラックを無料で貸し出します。燃料費は市が負担します。

**貸出期間**▶12月から3月までの午前9時～午後4時(原則、半日単位で最大1日)。申し込みは、各地区コミュニティセンターへ

**問**▶生活総務課 ☎(8888)5625

## 6

### 高齢者宅へ自宅敷地内の雪寄せ援助員を派遣します

高齢者雪寄せ支援事業です。降雪期になると申請の手続きが混み合います。申し込みはお早め。

**対象**▶日常生活上の援助を要するおおむね65歳以上のひとり暮らしなどで、雪寄せ援助が必要な場合

**支援内容**▶玄関から道路までの通路の雪寄せ。1週間に2回まで。利用料は1回1時間以内で310円

**申し込み**▶お住まいの地区の地域包括支援センターへ。高齢者雪寄せ支援事業の申請が済んでいるかたは、秋田市シルバー人材センターへ

**問**▶長寿福祉課 ☎(8888)5668  
☎(8888)5900